

長野市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成26年3月19日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	小林義直
同	小林治晴

## 過去の監査結果に対する措置の通知書

平成23年度 定期監査(前期・後期)(23監査第111号)分

指摘事項	平成24年度の措置状況(当初)	平成25年度措置状況 (当初措置後の状況)	担当課	
5 財産管理事務 (3) 公印の管理を適切に行うべきもの (報告書11ページ)	ア 公印の管理について教育委員会では、公印の備品登録の取扱いが統一されていなかった。公印の重要性を再認識し、公印管守に係る適切な事務取扱いに努められたい。	教育委員会内で公印の備品登録の取扱いが統一されていなかったのは、公印の備品登録について周知されていなかったことが原因であった。 今後、公印については教育委員会総務課で備品として一括管理することで改善を図る。 平成24年度中に備品登録のある公印は所管替えを行い、未登録の公印は新たに総務課で備品登録を行う。	平成25年2月21付けで、公印の管守状況調査に併せ、管理状況の見直しを指示し、平成24年度末までに完了した。 なお、公印の管理は、引き続き総務課における「公印台帳」で行っている。	教育委員会総務課